

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 18 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

令和 5 年度以降の障害者雇用促進法に基づく法定雇用率等について（周知依頼）

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

- 令和 5 年 1 月 18 日の厚生労働省労働政策審議会障害者雇用分科会において、
- ・ 令和 5 年度以降の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく法定雇用率について、2.7%（現行：2.3%）とし、令和 6 年 4 月に 2.5%、令和 8 年 7 月に 2.7% と段階的に引き上げること
 - ・ 除外率の 10% 引下げ時期について、令和 7 年 4 月とすること
- とする方向性がとりまとめられました（別添資料参照）。

就労系障害福祉サービス事業所においては、日頃から障害者を雇用する企業やハローワークをはじめとした地域の関係機関と連携して、利用者の就労支援に取り組んでおられることと存じますので、上記の内容について、管内の就労系障害福祉サービス事業所へ周知くださいますよう、御協力をお願いいたします。